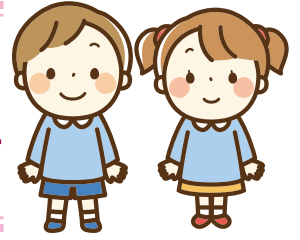


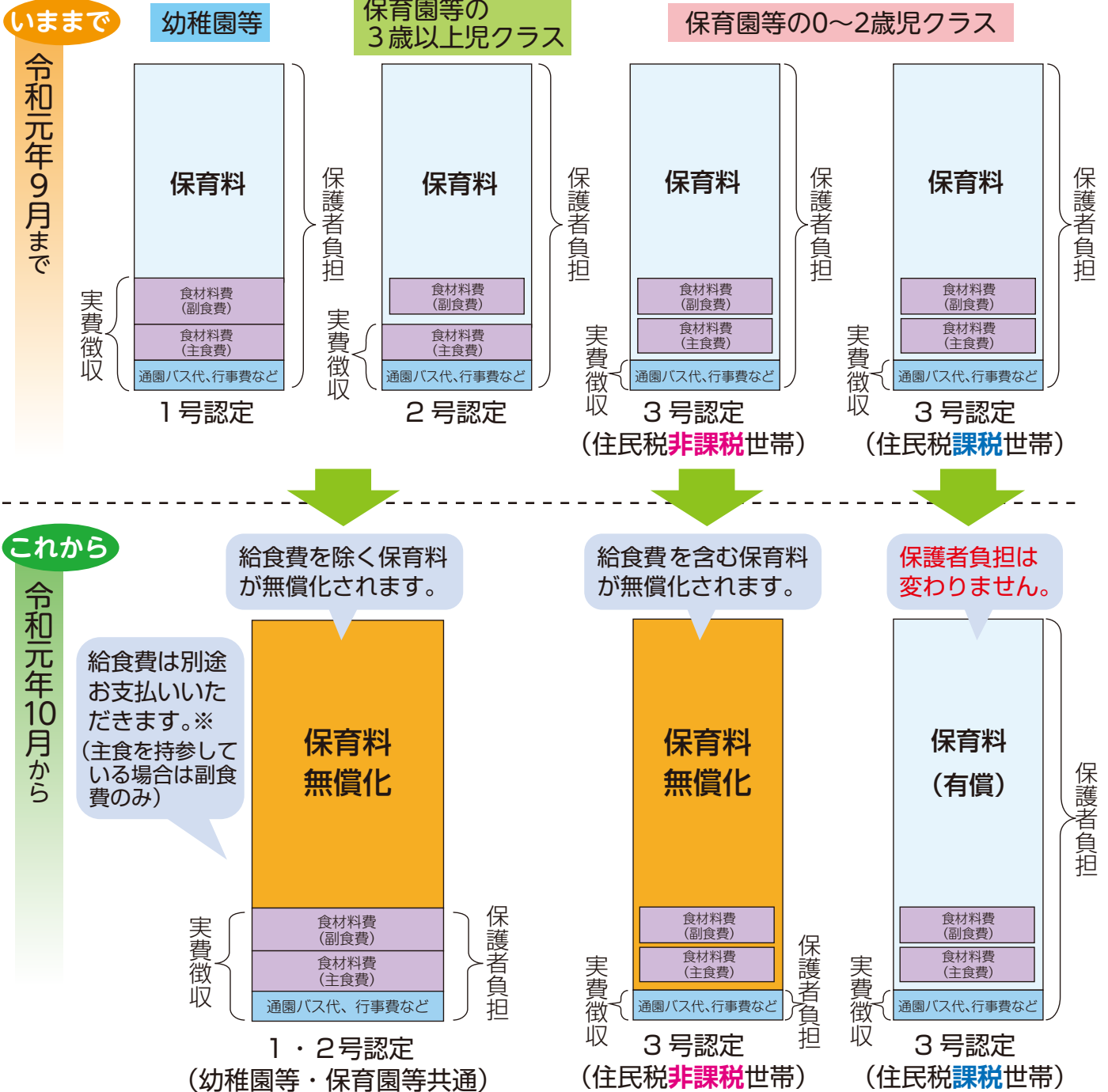
保育園・幼稚園・認定こども園等の場合

幼児教育・保育の無償化に伴う 食材料費(給食費)の取扱いについて



食材料費(給食費)については、無償化後も引き続き保護者の皆さまの負担となります。

※主食費…ごはんなど(ただし、持参の場合は徴収なし) 副食費…おかずなど



※同時入園等の第3子以降の子どもと、年収360万円未満相当世帯の子どもは、**副食費が免除**されます。
(詳しくは裏面をご覧ください)

お問合せ先 三川町役場 健康福祉課 子ども支援係 TEL 0235-35-7023

裏面もあります →

国による副食費の免除対象の範囲

年収 360 万円未満相当の世帯の全ての子どもと、全所得階層の同時入園等の第 3 子以降を対象に副食費を免除します。

【この表での子どもの数え方】 次の表の範囲内で、年長者から「第 1 子」と数えます。利用施設や所得により、範囲が異なります。

世帯区分	幼稚園等 (1号)	保育園等 (2・3号)
年収 360 万円未満相当世帯	年齢に関わらず世帯の子	年齢に関わらず世帯の子
年収 360 万円相当以上世帯	満3歳～小学校3年生までの在籍の子	0歳～小学校就学前までの在籍の子

● 1号認定子ども (幼稚園等に通う方)

第 1 階層 (生活保護世帯)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 2 階層 (年収 270 万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
その他	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 3 階層 (年収 360 万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
その他	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層 (年収 680 万円未満相当)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 5 階層 (年収 680 万円相当以上)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降

■ 副食費を免除する範囲

● 2号認定子ども (保育園等の3歳以上児)

第 1 階層 (生活保護世帯)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 2 階層 (年収 260 万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
その他	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 3 階層 (年収 330 万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
その他	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層 (年収 360 万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
その他	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 4 階層 (年収 470 万円未満相当)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 5 階層 (年収 640 万円未満相当)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 6 階層 (年収 930 万円未満相当)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 7 階層 (年収 1,130 万円未満相当)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 8 階層 (年収 1,130 万円相当以上)	第 1 子	第 2 子	第 3 子以降

■ 副食費を免除する範囲

上記の他、三川町独自の子育て支援事業 (同時入園等に関わらず、第 3 子以降の保育料や副食費を免除または補助) があります。